

一般社団法人 日本環境教育学会 研究会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本環境教育学会定款第55条に基づき、研究会の設置と運営に関して必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 研究会は、理事会の承認を経て設置する。

(研究会の種別)

第3条 本会には以下の常設研究会を置く。

- ア. 学校環境教育研究会
- イ. 地域環境教育研究会
- ウ. 環境教育国際共同研究会

- 2 上記のほか、必要に応じて特設研究会を置くことができる。
- 3 常設研究会の設置期間は5年とする。ただし、継続が必要な場合は、理事会の承認を経て更新することができる。
- 4 特設研究会の設置期間は2年とする。ただし、継続が必要な場合は、理事会の承認を経て更新することができる。

(研究会の代表者)

第4条 研究会の代表者は正会員とし、研究会の設置とあわせて理事会の承認を得るものとする。

- 2 研究会の代表者は、研究委員会の委員となるものとする。

(研究会の活動計画と報告)

第5条 研究会の代表者は、毎事業年度の始めに活動計画と予算を研究委員長に提出しなければならない。

- 2 研究会の代表者は、毎事業年度の終了後すみやかに活動報告と会計報告を研究委員長に提出しなければならない。
- 3 研究会は、2年に一度は、学会誌その他の方法により研究成果を会員に公表しなければならない。

(研究会の構成員)

第6条 研究会の代表者は、研究会の構成員の名簿を、各事業年度の始めに研究委員長へ提

出しなければならない。

(その他)

第7条 研究会の設置および運営に関して、その他必要な事項は理事会において審議する。

(規程の改訂)

第8条 本規程を改訂する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、2016年12月3日から施行する。

附則2 この規程は、2018年8月24日に改訂された。